

第47回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成19年11月27日（火）

開会 午前11時30分

会議に出席した議員（19名）

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	青山	憲司	4番	豊岡市	稲垣	のり子
5番	豊岡市	門間	雄司	6番	豊岡市	椿野	仁司
7番	新温泉町	植田	光隆	8番	新温泉町	岡坂	峰雄
9番	豊岡市	福田	嗣久	10番	豊岡市	古谷	修一
11番	豊岡市	古池	信幸	12番	豊岡市	升田	勝義
13番	新温泉町	高橋	邦夫	14番	新温泉町	宮脇	諭
15番	香美町	後垣	晶一	16番	香美町	柴田	幸一郎
17番	豊岡市	村岡	峰男	18番	豊岡市	森井	幸子
19番	豊岡市	綿貫	祥一				

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸  
書記 中村裕

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者兼総務課長	瀬 崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚 本 信 行
代表監査委員	大 禮 謙 一
総務課長補佐兼総務係長	片 山 正 幸
施設整備課長	中 奥 薫
施設整備課参事	谷 敏 明
施設整備課長補佐	原 重 喜
監査委員事務局長	池 上 晃

構成町長

香美町健康福祉部長	岩 槻 末 男
新温泉町上下水道課長	西 村 大 介

## 議事日程

- 第1 広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴う地域振興計画の基本方針について
- 第2 造成工事等概略設計図作成について
- 第3 「第1回広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会」の状況について
- 第4 広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会設置要綱の一部改正について
- 第5 その他

## 議事順序

- 1.開 会
- 2.広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴う地域振興計画の基本方針について
- 3.造成工事等概略設計図作成について
- 4.「第1回広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会」の状況について
- 5.広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会設置要綱の一部改正について
- 6.その他
- 7.閉 会

開会 午前11時30分

議長（綿貫祥一） ただいまから第47回議員協議会を開会いたします。

まず、本日の会議に傍聴の申し出がありますが、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

森井幸子議員。

議会運営委員会委員長（森井幸子） 本日の議事運営についてご報告いたします。

本日の協議事項については、一括議題として説明を受け、その後、一括議題として質疑を受けます。質疑回数については、同一議題について原則、連続して3回までとし、1度限り留保も認めません。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

議長（綿貫祥一） 以上、報告のとおりご了承願います。

それでは、本日の協議事項について当局より説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） 引き続き、第47回北但行政事務組合議会議員協議会をお願いしましたところ、おそろいでご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の議員協議会には4件の事項について報告、協議事項がございます。

まず、1点目は広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴う地域振興計画の基本方針についてです。

この基本方針の公表については、去る9月28日に開催いたしました第63回北但行政事務組合議会臨時会において、選定委員会方式の概要説明の中で、候補地を選定するに当たり、最初からまちづくり地域振興方針の公表を行うこと、またその概要をご説明いたしました。その後、本組合及び構成市町で協議を重ね、お手元に配付してありますとおり作成いたしましたので、ご報告いたします。

内容といたしましては、施設を建設する地区に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4に定める、一般廃棄物処理施設の設置者は当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとするとの規定を基調にしながら、先進的な環境創造の取り組み及び地域振興関連事業を実施するものとしています。

基本的な取り組みとしては5つの項目で構成しています。1つには地域活性化に向けた取り組み、2つには先進的な環境創造の取り組み、3つには快適な住環境の整備、4つには地元経済の振興、5つには安心・安全の地域づくりです。またあわせて5つの項目それぞれについて理解が得られやすいように、事業の例としてメニュー案を一覧表で示しています。

なお、地域振興計画の基本方針の扱いにつきましては、まず第1次候補地を選定した際、この地域振興計画の基本方針と地区から提出されている要望事業や地区課題を一緒に地区に対し提示し、説明します。その後、最終的に候補地として決定した地区に対しては、地域振興計画の基本方針に基づき、5項目の基本的な取り組み及び地区固有のまちづくりの課題解決に向けた取り組みについ

て、当該地区と具体的に協議しながら実施事業を決定し、地域振興計画としてまとめていきたいと考えています。

2点目は平成19年度予算、委託料の執行についてです。

本年度当初予算の、1目広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費、13節委託料において、地図作成業務として、上郷地区適地周辺の詳細な図面の作成を予定し、240万円を計上しておりました。現在、改めて候補地の選定を進めているところでありますが、その作業の中で、今後候補地の絞り込みを進めるに当たり、建設の難易度や造成工事内容等を検討するためには、造成工事等概略設計図の作成が必要であるとの判断をしています。

当初予算計上の事業目的とは異なりますが、既決いただいております240万円をこの造成工事等概略設計図の作成に充て執行することについてご了解賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、第1回候補地選定委員会の状況についてです。

去る11月21日、第1回候補地選定委員会を開催し、委員への委嘱状の交付、委員の自己紹介、正副委員長の選任、報告として候補地選定委員会の概要、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の概要、同施設整備基本計画、ごみ処理の現状についての資料説明を順次行いました。

委員長には社団法人全国都市清掃会議・技術部担当部長、寺嶋均様、副委員長には豊岡環境衛生組織連合会会長、日下部昌男様が選任されました。

また、当日の協議議題として、委員会の進め方と施設候補地の選定について協議していただく予定にしておりましたが、諸報告に入る前に選定委員会設置要綱第6条第3項で定めている委員会は非公開とすることについて、一部の委員から原則公開とすべきではないかとの意見が出され、議論がなされました。そして結論は、本組合にゆだねられることになりました。

なお、会議は諸報告に対する説明と質疑に時間を要したことから、協議議題は次回に繰り越されました。

4点目は選定委員会設置要綱の一部改正についてです。

先ほど説明いたしましたように、第1回候補地選定委員会において選定委員会設置要綱第6条第3項に定めている会議の非公開の規定の再検討について、結論を本組合にゆだねられたことを受け、去る11月22日、構成市町長会で審議した結果、委員会における委員の議論を尊重し、委員会は原則公開とすることに改めることに決定いたしました。

選定委員会については委員の忌憚のない意見交換が公平性、透明性、客観性のもとで活発になされ、適切な運営が図られることを願うものであります。

以上で私の総括説明は終わり、地域振興計画の基本方針及び選定委員会設置要綱の一部改正の詳細につきましては、それぞれ担当課長、参事が説明いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（綿貫祥一） 谷参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 私からは広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴う地域振興計画の基本方針についてご説明します。

先ほど管理者より開会のごあいさつにおきまして基本方針に触れましたので、重複する部分につきましては割愛させていただきますが、この基本方針は去る10月1日付において施設候補地に関する情報提供の願いを候補地選定範囲内の258地区の区長、宅建業協会、建設業協会の皆さんにいたしました。その中で触れておりましたまちづくり地域振興の内容について、より理解していただくように考え方、具体的事例をお示しするものでございます。

お配りした資料の3ページをお開きください。5段目に記載されてますように、施設を建設する地区に対しては、法律で求められる配慮を基調にしながら、先進的な環境創造の取り組み及び地域振興関連事業を5項目の基本的な取り組みとしてお示しし、4ページから5ページにつきましては、5項目について項目ごとの事業メニュー案を例示しております。これらの地域振興計画はあくまで候補地共通した事業メニューであり、事業実施可能なものを例示するものでございます。

最終的に候補地として決定した地区に対しては、地区固有のまちづくりの課題解決に向けた取り組みを含めて、当該地区と具体的に協議しながら、例示している事業を参考にその地区の事情に応じて事業を決定し、地域振興計画としてまとめ上げていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（綿貫祥一） 施設整備課長。

施設整備課長（中興 薫） 続きまして、協議会日程の第4の広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会設置要綱の一部改正についてご説明をいたします。

お手元でございます資料の6ページ、ここに新旧対照表、7、8ページに改正後の設置要綱、9、10、11ページに傍聴要領を掲げておりますので、ごらんをください。

まず、新旧対照表をごらんください。改正内容でございます。

第6条第3項について現行では、委員会は非公開とする。ただし、会議の概要を記載した記録を作成し、委員会において確認した後、これを公開することができるとしています。改選案では、第3項、委員会は原則公開とする。ただし、委員会の決議により、公開しないことができる。第4項、委員会の会議の傍聴に関する手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。第5項、委員会は、会議の概要を記載した記録を作成し、委員会において確認した後、これを公開するものとするに改めようとするものであります。

改正の理由ですが、現行では委員会を非公開とするとしていましたのは、これから1次選定、2次選定の過程において、公表されました具体的な地区名、場所等について、委員により意見交換またそれら土地の場所の優劣に関する発言等が行われることが考えられますが、その場合、委員会を公開しない方が各委員は自由に発言ができ、忌憚のない意見交換が可能となり、適切な議事運営がなされるものと判断したからでございます。しかし、11月21日に開催しました第1回選定委員会において、一部委員から原則公開とするべきではないかとの意見が出され、これに対し本組合は非公開とする理由について説明をし、委員会において意見交換がなされたところでございます。

主な意見としましては、公開した場合、意見が述べにくいという意見もありました。また、公開できるものは公開して、そうでない場合は非公開とすればよいという意見も出されました。また、

委員長、副委員長、学識者も原則として公開するべきであるとの意向を伺っていることから、11月22日に開催されました構成市町長会で審議が行われた結果、委員会の意向を尊重して改正案のとおりにより改正することに決したものでございます。

第4項についてでございます。9ページをごらんください。委員会の会議の傍聴に関する手続、傍聴に関し必要な事項は別に定めるとしてあります。この定めについてその要領で定めておるものでございます。全体を12条で構成しており、内容的には本組合議会傍聴規定に準じております。

第1条は目的、第2条は公開の基準、第3条は委員会開催の周知、第4条は傍聴できる者、第5条は傍聴の手続、第6条は傍聴席以外の入場の禁止、第7条は傍聴席に入ることができない者、第8条は傍聴人の守るべき事項、第9条は写真の撮影等の禁止、第10条は指示、第11条は傍聴人の退場、第12条はその他でございます。

この中で第2条、公開の基準についてご説明いたします。委員会の会議は原則公開とし、ただし書きで公開しない場合の基準を3項目定めています。第1項は、公開することによりプライバシーを侵害するおそれがある場合。第2項は、公開することにより個人、法人、その他の団体の権利、利益を害するおそれがある場合、または事業の適正な遂行に著しく支障が生じることが明らかに予測される場合。第3項は、公開することにより各委員の自由な発言と意見交換に支障を来すなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかに予測される場合でございます。

説明は以上でございます。

議長（綿貫祥一） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。端的に伺いたいと思います。

まず1点目は、広域ごみ・汚泥処理施設の建設に伴う地域振興計画、これの基本方針というものを見せていただいておりますけれども、例示で見るとなかなか多彩なメニュー、これが全部ということではないにしても、いろんなことが可能だというふうに見えるつくりにしてあるというふうに見えるんですけれども、この事業費的にはどのぐらいの費用というか、枠という言い方が正しいのかどうかよくわかりませんが、このぐらいまでだったらかけてもいいのかなというふうなことが市町長会等で議論されてるのかどうか、そこのところは1点伺っておきたいというふうに思っています。

それといま一つは、現時点までで寄せられてる次の適地選定に向けての情報といいますか、そういうポイントがどの程度手元にあるという状況になっておるのか、そのあたりもお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 事業費については特に議論をいたしておりません。大切なことは一般財源負担がどのぐらいになるかということですので、事業規模は小さくても一般財源の負担が多い場合、逆に補助事業あるいは有利な起債等がきいて、事業費は大きいけれども一般財源が少ない場合、

さまざまでございますので、それは当該地区に即した議論の中で判断をしてみたいと考えております。

議長（綿貫祥一） 谷参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 情報提供の件数ですけども、7件いただいております。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

村岡議員。

村岡峰男議員 初めてこの議会に参加をしておりますので、過去の経過等も恐らくあったのかもわかりませんが、その点をご容赦をいただきまして、2点ばかりお尋ねをしておきたいと思います。

まず第一は、基本方針あるいは例示の一覧というのを今、初めて見るわけですが、この当該地区というのはどこを指すのかと。この情報が7件寄せられたと今ありましたけども、地区そのものが例えば言いますと、私の地区でその施設が建設されたと。じゃあ、その隣の地区はどうなるんやと。いろいろお聞きをしますと、ほかの地でもこの隣の地区から大体クレームがつくと、異論が出るというのが多いようですので、その隣接も含めた当該地区というのはどこを指すのかという点が第1点です。

それからもう1点は、委員会の設置要綱等も今いただいたんですが、委員さんの名簿というのが前議会では議員に渡されているようですが、きょうここまで要綱まで出されるわけですから、再度委員名簿というのはつけてあってもいいんじゃないかなということを思うんですが、どうでしょうか。2点です。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 当該地区というのはまさに立地する地区でございますので、隣接する地区は基本的には対象として考えていない。ただ、具体的な状況によりまして、極めて隣接しているというような場合に、ご要望がある場合に全く聞く耳を持たないということではございませんで、それについてはよく話し合いをさせていただきたいと思います。

また、その当該地区というのも具体的な状況によりまして、例えば純粋な区域からいきますとAという地区であるけれども、実質の地域の連檐から見るとむしろBという地区の方に密着してるといふような場合にどうするのか、そういった問題がございますので、それは具体的な状況において判断をさせていただきたいと、このように考えております。

名簿につきましては何も隠すという意味ではございませんので、これは後ほどまたお手元にお届けをしたいというふうに思います。

議長（綿貫祥一） 村岡議員。

村岡峰男議員 今、隣接の問題、管理者の方からもあったわけですが、いずれにしても、手を挙げたところよりも往々にして隣接の方が大きな問題になることがあるやに仄聞をしています。その点ではいわゆる検討の余地があるというふうに理解をしておきたいというふうに思います。

議長（綿貫祥一） 古池議員。

古池信幸議員 選定委員さんの名簿を前回、私はいただきましたんですが、聞くところによりまして、

管理者のご親戚の方が入っておられると聞いたわけですが、それが事実かどうか、まずお尋ねいたしたいと思います。

もしそういう場合には、公募の人数が定員が3名のところ4名あったと聞いておりますので、そういう方はやっぱり排除して、親戚関係のある方以外で3名になるわけですから、それで充足すべきであったのではないかと私は思って、事実関係を確かめ、今後の対応についてお尋ねいたしたいと思います。

それから山本議員の質問の中で7件来ていると。この地名については現在公表はできますか。できましたら公表されたいと思いますが、以上、お尋ねいたします。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 親戚といえば親戚という方が入っています。私の家内の弟の嫁の兄に当たります。公募委員で応募された方でありまして、その選定には私は一切かかわっておりません。実質上、応募があった方の中から学識経験の方は事前に内定いたしておりましたので、その方の審査を経たものでありまして、その選定過程はどの方から応募があったか自体、私は一切知らずになされておりますので、それをあえて今申し上げましたような家内の弟の嫁の兄だというふうなことでもって排除する特に積極的な理由はないものと、このように考えております。

また、ご自身も、これは委員会のごあいさつの自己紹介のときに言っておられましたけれども、同じようにこの1市2町の一員として、言うなれば豊岡というか中心地の方に上郷計画とお願いをしてきたわけでありまして、そういったお願いする立場から私たちも積極的な意見を発信すべきだったと、こういったことを述べておられましたので、特に問題はないものと考えているところでございます。

それと公募者、応募された方自体もそんなに多くの人数ではございませんでしたので、地域バランス等も考えてのことだったというふうに私としては理解しているところです。（発言する者あり）地域は関係ないんか。地域は関係なかったようでございますけれども、極めて少ない応募であったというふうに聞いております。

それからどういったところから情報が寄せられたかということについては、現時点では公表は差し控えさせていただきたい。お寄せいただいたところだけではなくて、ほかにも私たちが独自に選定したところもございますし、その中でどこを選ぶかということの作業をしておりますので、あらかじめ一定のものだけを公表いたしますと予断を与えることにもなりかねませんので、お許しを賜りたいと思います。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

1 番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 長瀬でございます。

先ほど基本方針を示されました。その中で例示ということで随分メニューが上がっております。その候補地あるいはその指定があれば、どれもしていただきたいようなメニューになっておるじゃないかなと思うわけですが、そういう中で、どのぐらいのボリュームを提供しようとして

いるのか、予算との絡みもありますけど。これを見ますと、何かどれも欲しいような感じに映るわけでございます。

それが1点と、それから先ほど6ページで示されました非公開が公開になったと。これはもうやはりぜひそういう方向でできるだけ公開していただきたい、多くの人に議論を知っていただきたい、そうあるべきだと私は思うわけでございますし、それはいいといたしまして、この開催、逆に言えば、開催日程をわからなかったらどれだけ公開だよ、傍聴できるよといっても傍聴ができないということを思うわけで、その辺をどのように考えておられるのか。

それとこの中で議事録の公開ということで載っておりますが、これとてどういう方法で公開されようとして考えておいでなのか、その辺もお聞かせ願いたいと思いますし、この傍聴要領の中で、3点は公開しないことができるということに3点上がっておりますが、この3点を考えたら、何か全部公開できんような感じにも逆に言えば見てとれるわけですけど、そうでないのかどうか。1番はプライバシー、あるいは2番は個人、団体等の権利、それから3番として自由な発言ができんというようなことを並べると、実際は公開はするけど、この枠にはめると何か全部できないようなという考え方をしてもおかしくないという思いがするんです。先ほど言われたように、傍聴しとって発言ができんような委員であれば、私は委員として失格じゃないかなと逆に言えば。といいますのも、こういう答申を受ける場合に、必ず議会は答申を尊重するというものが強うございます。そうしてくると、議会以上のやはり公開度がなければいけないという思いがいたしますので、その辺のお考えをお尋ねします。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） どれぐらいのボリュームかということは先ほど山本議員のご質問にお答えしたとおりでございまして、現時点では具体的なものは持っておりません。具体的な地区に即して議論をしていく必要がある。かねてからそれぞれの地区が行政に対して地区要望っていうのが出されておりますので、その要望を拝見をしたり、それからこちら側の目でその地区に即したときに、こういった提案ができるというようなものを重ね合わせてやりたいと思っております。他方で余り市民負担が、あるいは町民負担が大きくなるような事業というのも、これもできることではございませんので、そこはよくバランスを考えたいと思っております。

それから開催日程について公表しなければわからないではないかというのはおっしゃるとおりでありまして、今、私たちが考えております周知の方法といたしましては、1つはホームページに掲載をすること。それからいついつ会を開きますというのは、これはプレスには事前に公表いたしますので、それが記事になればそのことによって周知ができるものと、このように考えているところです。

それから議事録の公開につきましても、これはホームページで掲載することになりますし、それから事務局の方にお越しいただければ、これをお見せすることが可能であると、このように考えております。

それから実質、公開をしないことができる場合の基準をもって、実質非公開なのではないかとい

うご心配がございましたけれども、私はそんなふうには考えておりません。といいますのは、こちら側で考えました原則非公開というものを委員の皆様方があえて私たちは公開でいいとおっしゃってるわけでありますから、この非公開の場合の基準がそんなにしょっちゅう採用されて非公開になることはないものと。ご自分たちがいいとおっしゃってるわけでありますし、私たちはそれではお困りになるでしょうということで非公開の原則をお示しをしたわけでありますから、特に心配はないものと考えております。

ただ、私たちが最初、非公開という原則を立てましたのも、例えば5つとか6つとかの1次候補地が選定されますと、地区によっては冷静に見守るといふ地区もあるでしょうし、あるいはもう何が何でも反対だという地区も出てくるかもしれない。あるいは反対だという方が出てくるかもしれない。その方々が傍聴席に来られて、そこで例えば騒然となるようなこともあり得るのではないのか。あるいは反対の方々が後ろでおられるときに、その地区がいいということを言いつらいという委員も出てこられるかもしれない。それから地域の社会的状況はどうだというような議論をするときに、ここは何か反対の人がようけおるよとか、私は聞いているよってなことがなかなか言いつらいという面があるのではないかという、そういった老婆心からでございましたけれども、構わないということでありますから、そこは大いに議論をしていただければ、このように思っているところです。

ただ、公開をすることによってその委員さんとマスコミと、マスコミの報道によって多くの方が知るけれども、当該地区の人が知らないということになりますと、これは当該地区との関係で大変失礼なことになりますので、この辺の運営は十分心していく必要があるかなと、そのように考えているところです。以上です。

議長（綿貫祥一） よろしいか。

ほかにありませんか。

5番門間議員。

門間雄司議員 少し確認だけさせてください。

4ページのメニュー案の例示一覧なんですけれども、今後、例えば地区協議が進んでいく中で、新しく追加する余地が今のところあるのかどうかというような確認が1点と、それから設置要領のところ、今、委員さんの名簿を私は手元に持っておるんですけれども、充て職的になっている方については、任期の関係等は大丈夫なんでしょうか。ちょっとその2点ばかり、確認をさせていただきますでしょうか。

議長（綿貫祥一） 管理者。

管理者（中貝宗治） 当然新しく追加する余地はございます。具体的なその地区との話し合いの中で、特にこれを要望したいと。私たちの側でも妥当なものだということもあり得ますので、あくまで例示というふうにお考えをいただきたいと思っております。

それから充て職とはいいながら、こちら側からそれぞれの団体に推薦をお願いして、この方がいいというふうに言われてますので、しかもこれはもう年度内には決着をつけるようなことでござい

ますから、仮に年度途中でかわることがあったとしても、私たちとしては引き続きその方をお願い  
をしたいと、このように考えているところです。

議長（綿貫祥一） ほかにありませんか。

（質疑なし）

議長（綿貫祥一） ないようでございます。質疑を打ち切ります。

ほかに発言がないようでございますので、本件はこの程度にとどめたいと思います。ご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（綿貫祥一） 以上で第47回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉会 午後0時08分